

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第389号)

平成17年7月15日

横情審答申第389号
平成17年7月15日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年8月25日道維第30号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「長津田区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の工事が完了した日付
を示すもの（複数工区に分かれているときは各工区について）」の非開示決定に対
する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「長津田区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の工事が完了した日付を示すもの（複数工区に分かれているときは各工区について）」を非開示とした決定は妥当ではなく、平成 13 年 5 月 17 日の記者発表に係る起案文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「長津田区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の工事が完了した日付を示すもの（複数工区に分かれているときは各工区について）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年3月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 長津田特定土地区画整理事業区域内の道路の検査について

長津田特定土地区画整理事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業であり、当該事業で整備される道路の検査については、次のとおりである。

ア 宅地造成に関する工事の一部完了検査

長津田特定土地区画整理事業区域内の道路は、宅地造成工事と一体に施工されることから、工区ごとに施行される宅地造成工事の完了後に公団が「宅地造成工事に関する工事の一部完了検査申請書」を提出した段階で、宅地造成に関する工事の一部完了検査（以下「宅造一部完了検査」という。）を実施している。宅造一部完了検査後に審査調書を作成し、建築局宅地指導部宅地指導課（当時。現在は、まちづくり調整局指導部宅地指導課）に送付している。宅造一部完了検査は、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条に基づき、宅地造成の完了を確認するために実施するものであ

る。

イ 道路設計審査に基づく道路工事完了検査

区画整理事業完了時に、公団から「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（依頼）」を受け、道路設計審査に基づく道路工事完了検査（以下「事業完了時検査」という。）を行い、その結果を明記した「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（回答）」を公団に交付する。

しかし、長津田特定土地区画整理事業は事業中であるため、公団から「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（依頼）」を受けておらず、事業完了時検査は行っていない。

(2) 都市計画道路霧が丘長津田線の道路管理について

土地区画整理事業で整備される道路の管理については、横浜市への移管手続きが完了するまでは、事業施行者が管理することになっているが、長津田特定土地区画整理事業区域内の都市計画道路霧が丘長津田線（以下「霧が丘長津田線」という。）については、横浜市と公団で取り交わした「横浜国際港都建設事業長津田特定土地区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の管理の引継に関する確認書」に基づき横浜市が管理している。

(3) 本件申立文書を非開示とした理由

長津田特定土地区画整理事業は、事業中であることから事業完了時検査は実施しておらず、本件請求の対象行政文書は存在しないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 霧が丘長津田線は既に開通していることから、完了検査は終了しているはずであるため、申立人は、当該道路の各工区の工事完了を示す文書を求めている。したがって、当該土地区画整理事業は現在事業中であることから「公団から完了検査の依頼を受けていない」という実施機関の非開示理由は納得できない。

(3) 申立人は、実施機関がいったい何をもって「道路工事完了」としているのか知りたいのである。実施機関の説明は、前回は「道路検査は宅地造成工事の一部完了検査（審査調書）である」とし、今回は「道路設計審査に基づく道路工事完了検査」が工事完了を示すとの矛盾するものである。

しかしながら、いずれも霧が丘長津田線の「開通」及び「管理引継」の後に行われているので、霧が丘長津田線の工事の完了検査（工事完了を示すもの）とは思えない。実施機関が、霧が丘長津田線はまだ工事が完了していないとするならば、「工事の完了」という条件を充たさない道路に対する「開通」、「管理引継」及び「管理費の負担」という行為は正当化されない。工事の完了確認は、開通及び管理引継の前には行われず、事業完了公告のあとに行われるとする横浜市の説明が事実であるとすれば、横浜市の区画整理事業の質を疑わざるをえない。

- (4) 平成元年3月14日付道維第254号「道路設計審査願いについて（回答）」によれば、検査は工事完了後に実施することとされており、事業完了後に実施するなどというきまりは、どこにも示されていない。

5 審査会の判断

(1) 長津田特定土地区画整理事業について

長津田特定土地区画整理事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、土地区画整理事業に係る宅地造成工事も公団が施行している。事業区域内の霧が丘長津田線の整備も当該事業に含まれており、公団が実施している。また、長津田特定土地区画整理事業の換地処分の公告は、平成17年1月16日に行われている。

(2) 本件申立文書について

申立人は、異議申立書において、本件請求に係る道路は既に開通していることから完了検査は終了しているはずであると主張していることから、本件申立文書は、長津田特定土地区画整理事業において整備された霧が丘長津田線の開通にあたり、当該道路の工事が完了した日付を示す文書であることが認められる。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、霧が丘長津田線の工事が完了した日を長津田特定土地区画整理事業が完了した日であるととらえ、「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（回答）」を本件請求の対象行政文書として特定し、当該事業は現在事業中であることから、事業完了時検査は実施していないため本件請求の対象行政文書は存在しないと主張している。

それに対し申立人は、霧が丘長津田線は既に開通しているため、工事は完了しているはずであると主張している。

イ 本件請求に係る「工事が完了した日付」については、実施機関の主張する当該土地区画整理事業の完了に伴う道路工事の完了を示す日付と解するべきか、

申立人が主張する事実上の道路の工事が完了した日付と解するべきか、いずれの解釈も採り得ると考える。

このような場合は、申立人の請求趣旨に沿って判断すべきであると考えるところから、本件請求に係る「工事が完了した日付」は事実上の道路の工事が完了した日付であると解釈することが妥当であると判断した。

そこで当審査会が当該道路の開通について調査したところ、次の事実が認められた。

(7) 当該道路の開通については、霧が丘地区と長津田地区との連絡の強化による交通の利便性の大幅な向上が期待されていたため、平成13年5月17日に横浜市は、当該道路が平成13年6月13日に開通することを記者発表している。

(4) 平成13年6月13日の開通日を示すものとして、記者発表を行うにあたっての起案文書が道路局に保管されていることが認められた。

(ウ) 上記起案文書のほかに当該道路の事実上の工事が完了した日が示されている文書が存在しているか実施機関に調査させたが、記者発表の起案文書のほかに、当該道路の事実上の工事が完了した日が示されている文書の存在を確認できず、ほかにこれを推認させる事情を認めることはできなかった。

ウ 一般的に道路を車が通行するようになれば、当然その道路の工事は完了しているとする申立人の主張は、社会通念上、あながち不自然とは言えない。そのような観点から、審査会としては、少なくとも、平成13年6月13日の当該道路の開通について記載されている平成13年5月17日の記者発表に係る起案文書は、本件請求の対象行政文書に該当すると判断した。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、平成13年5月17日の記者発表に係る起案文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年 8 月 25 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年 9 月 19 日 (第20回第一部会) 平成15年 10月 10 日 (第21回第二部会)	・諮問の報告
平成17年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年 4 月 20 日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年 5 月 20 日 (第 2 回第三部会)	・審議
平成17年 6 月 3 日 (第 3 回第三部会)	・審議
平成17年 6 月 17 日 (第 4 回第三部会)	・審議